様式第７（第４条関係）

違　反　対　象　物　一　覧　表

№　１　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和２年１２月１日現在

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 防火対象物の名称 | 防火対象物の所在地 | 違反の内容 | 公表日 | 管轄消防署 |
| 公表該当違反事項 | 根拠法令等の条項 | 違反の部分等 |
| 株式会社　福本　　福本家具（家具部） | 大島郡徳之島町亀津　　　９６１－１番地 | 自動火災報知設備の未設置 | 消防法第１７条第１項違反 | 建物全体 | 平成３０年１０月９日 | 消防本署 |
| 衣料の永浜 | 大島郡徳之島町亀津２９１５－１ | 自動火災報知設備の未設置 | 消防法第１７条第１項違反 | 建物全体 | 平成３０年１１月２日 | 消防本署 |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |

※　本公表は、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備の未設置が是正されていない場合に実施するものであり、公表事実以外の消防関係法令違反を併存している防火対象物もあります。